

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師に対する報償金の支給基準等について

平成22年3月24日

生環一第345号

警察本部長

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習及び空気銃の使用の方法に関する講習を行う者に対する報償金の支給基準等について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第224号）の施行に伴い、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行う者に対する報償金の支給基準等について（平成18年生環一第320号）の全部を次のとおり改正し、平成22年4月1日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 報償金の支給基準及び方法

#### (1) 支給基準

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師運営要綱（平成29年保安第1912号）第3の規定により委嘱した講師が行う講習のうち、初心者を受講者とするもの又は年少射撃資格の認定のためのもの1回につき8,500円、経験者を受講者とするもの1回につき7,000円とする。

#### (2) 支給方法

講習を行った日の属する月の翌月10日から15日までの間に1か月分をとりまとめて支給する。

一部改正〔平成27年第697号、29年第1914号〕

### 2 所得税の徴収

報償金の所得税については、所得税法（昭和40年法律第33号）第205条第1号に規定する金額を徴収するものとする。

#### 実施日

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

#### 実施日（平成27年3月31日生環一第697号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成29年2月22日保安第1914号）

この通達は、平成29年2月22日から実施する。